

○指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則

平成25年4月1日

規則第38号

改正 平成26年4月1日規則第30号

指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則

(常勤の要件)

第1条 指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例(平成24年横須賀市条例第63号。以下「条例」という。)に規定する常勤とは、指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間(当該指定障害福祉サービス事業所等に併設されている他の事業の職務であって当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと認められるものに係る勤務時間を含む。)が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間とする。)に達していることをいう。

(指定居宅介護等の提供に当たる者)

第2条 条例第6条第1項(条例第8条において準用する場合を含む。)及び第45条第1項(条例第48条第2項において準用する場合を含む。)に規定する従業者は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)第1条に掲げる者とする。

(指定居宅介護等のサービス提供責任者)

第3条 条例第6条第2項(条例第8条において準用する場合を含む。)に規定するサービス提供責任者は、介護福祉士の資格を有する者又はこれに準ずると認められる者をもって充てるものとする。

(サービス管理責任者)

第4条 条例第50条第1項第4号に規定するサービス管理責任者は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号。第11条において「平成18年厚労省告示第544号」という。)第1号に掲げる者とする。

(利用者の平均値及び推定数)

第5条 条例第50条第2項、第79条第2項、第142条第3項、第152条第4項、第162条第2項、

第173条第2項(条例第186条において準用する場合を含む。)、第195条第2項及び第200条の4第2項に規定する利用者の平均値は、当該年度の前年度の利用者の延べ数を開所日数で除して得た数(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

2 条例第50条第2項ただし書、第79条第2項ただし書、第142条第3項ただし書、第152条第4項ただし書、第162条第2項ただし書、第173条第2項ただし書(条例第186条において準用する場合を含む。)、第195条第2項ただし書及び第200条の4第2項ただし書に規定する推定数及び増床又は減床の場合の利用者の推定数は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 新規に事業の指定を受け、若しくは事業を再開し、又は増床した事業所において、当該指定若しくは再開又は増床(以下この号において「指定等」という。)に係る部分について前年度における実績が12月に満たない場合 次に掲げる区分に応じてそれぞれ当該アからウまでに定める数

ア 指定等の時点から6月に満たないとき 当該指定等に係る定員数に0.9を乗じて得た数

イ 指定等の時点から12月に満たないとき(アに該当する場合を除く。) 過去6月における利用者の延べ数を当該6月の開所日数で除して得た数(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

ウ 指定等の時点から12月以上経過しているとき 過去12月における利用者の延べ数を当該12月の開所日数で除して得た数(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

(2) 減床の場合 減床後の利用者の延べ数を当該減床後の開所日数で除して得た数(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

(平26規則30・一部改正)

(平均障害支援区分)

第6条 条例第79条第1項第2号アに規定する平均障害支援区分の数値は、厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法(平成18年厚生労働省告示第542号)に規定する算式によって算出するものとする。この場合において、当該数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(平26規則30・一部改正)

(機能訓練指導員の要件)

第7条 条例第79条第4項及び第142条第4項に規定する機能訓練指導員は、看護師、柔道整

復師、あん摩マッサージ指圧師又は言語聴覚士の資格を有する者をもって充てるものとする。

(食事の提供に要する費用等の取扱い)

第8条 条例第83条第4項(条例第97条において準用する場合を含む。)、第104条第4項(条例第111条において準用する場合を含む。)、第145条第4項(条例第150条、第160条、第171条、第184条、第189条及び第193条において準用する場合を含む。)及び第156条第5項の規定により市長が別に定めるものは、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年厚生労働省告示第545号)に定めるところによる。

(指定重度障害者等包括支援のサービス提供責任者)

第9条 条例第113条第3項に規定するサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第547号)に掲げる者とする。

(利用者負担額の管理における特例に関し定める者)

第10条 条例第156条の2及び第171条に規定する市長が別に定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第553号)第1号に掲げる者とする。

(平26規則30・一部改正)

(多機能型事業所の特例)

第11条 条例第201条第2項の規定により定める多機能型事業所は、平成18年厚労省告示第544号第2号に掲げるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。